荒川上流河川事務所熊谷出張所が移転します

国土交通省荒川上流河川事務所熊谷出張所が3月20日㈪に次のとおり移転します。

【旧】〒360―0026 熊谷市久下1631―5
↓
【新】〒360―0014 熊谷市箱田5―7―1

▶**問い合わせ**　同事務所熊谷出張所☎522―0612

納期のお知らせ（3月分）

普通徴収（納付書や口座振替で納めていただく方）

国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・9期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・・・・9期
介護保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9期

納期限　3月31日㈮

- 市税などの納付には、「安心！確実！便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶**問い合わせ**　税務課（内線236・237）

株式会社みずほ銀行の収納代理金融機関の指定を取り消します

市では、株式会社みずほ銀行の収納代理金融機関としての指定を取り消します。

これにより、同行本支店窓口において公金収納の取り扱いができなくなりますのでご注意ください。

▶**指定取消日**　4月1日㈯
▶**問い合わせ**　会計課会計グループ（内線203）

12月末で収入証紙の販売を終了します

埼玉県収入証紙は、12月末に販売が終了となり、令和6年3月31日で使用ができなくなりますのでご注意ください。
※埼玉県収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼って手数料などを納めるもので、パスポートの申請や運転免許証更新などの申請手続きに使われています。

▶**問い合わせ**　県出納総務課☎048―830―5714

各種相談（3月15日～4月14日）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相　談	場　所	期　日		時　間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	3月28日㈫	※予約は3月1日㈬から	午前9時30分～正午	地域活動推進課（内線252）
		4月13日㈭	※予約は3月15日㈬から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館2階会議室	3月20日㈪		午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日（祝日を除く）		午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター（内線495）
結婚	コミュニティセンターみずしろ102会議室	4月9日㈰		午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援センター☎090―2416―9692
不動産	市役所	3月15日㈬		午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼支部☎562―5900
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月12日㈬※予約制		午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼北支部☎564―0104
夫婦関係・DVなど（予約制）※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。		午後1時～4時 （電話相談は午後1時～2時）	VIVAぎょうだ☎556―9301
人権	忍・行田公民館	4月12日㈬		午後1時30分～3時30分	人権推進課（内線221）
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部（市役所前）	毎週水曜日（祝日を除く）※予約受け付けは毎週月・水・金曜日（祝日を除く）の午前10時30分～午後3時30分		午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部☎554―1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日（祝日を除く）		午後5時15分～7時	税務課（内線236・237）
水道料金の夜間納付	水道庁舎（前谷）	3月28日㈫、4月11日㈫		午後5時15分～7時	水道課☎553―0131

住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には、必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っての確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶**問い合わせ**　消防本部予防課☎550―2121

消費税のインボイス制度の説明会およびインボイス発行事業者の登録申請相談会を開催します

▶**日　　時**　3月22日㈬
【免税事業者の方向け】午前10時～11時
【課税事業者の方向け】午後1時30分～2時30分
▶**場　　所**　羽生市民プラザ大会議室（羽生市中央3―7―5）
▶**定　　員**　各回75人（先着順）
▶**そ の 他**
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより、説明会または相談会の開催を延期・中止する場合があります。
- 来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

▶**申し込み・問い合わせ**
事前に電話で行田税務署☎556―2121

春の火災予防運動を実施します

3月1日㈬～7日㈫は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

2022年度全国統一防火標語
「お出かけは　マスク戸締り　火の用心」

住宅防火　いのちを守る10のポイント

4つの習慣
- 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策
- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない場合は、必ず設置してください。

▶**問い合わせ**　消防本部予防課☎550―2121

不用品情報（無料）

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。

なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

▼問い合わせ　環境課☎556―9530

さしあげます

▷鳥居　▷衣類乾燥機　▷一斗缶　▷2連はしご　▷座卓　▷石油ファンヒーター　▷冷蔵庫　▷冷凍庫　▷学習机　▷こたつ　▷炊飯器　▷すべり台　▷ベッド（セミダブル）

ゆずってください

▷大人用自転車　▷ダンベル　▷ノートパソコン　▷椅子　▷オーブンレンジ　▷電子レンジ　▷ヘアアイロン　▷洗濯機　▷チャイルドシート　▷ドラムセット　▷子ども用ハイチェア　▷卓上ミシン　▷レコードプレーヤー